

特に重要なお知らせ(注意喚起情報)

この「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」は、ご加入のお申し込みの際に特にご注意ください事項を記載しております。お申し込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
 なお、年金や一時金のお支払いの条件や、お支払いできない場合などの詳細につきましては、このパンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

- 1. ご加入のお申し込みの撤回等に関する事項(クーリング・オフ制度)**
 この保険は、団体を保険契約者とする保険契約であり、ご加入者となられる方のご加入のお申し込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。ご加入に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申し込みください。
- 2. ご加入の責任開始期**
 ・ご提出いただいた加入申込書にもとづき引受保険会社は追加加入日より責任を開始します。
 ・ご入金が無い場合はご加入を取り消しさせていただくことがあります。
- 3. 年金や一時金をお支払いできない場合**
 ・継続受取人(※1)または遺族一時金の受取人が故意にご加入者を死亡させた場合。ただし、その受取人が年金または遺族一時金を受け取るようになっていた場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。なお、継続受取人または遺族一時金の受取人にお支払いできなかった年金または遺族一時金は、ご加入者の法定相続人(故意にご加入者を死亡させた者は除く)にお支払いすることとなります(年金の場合は、未支払の年金原資をお支払いすることとなります)。
 ・ご契約者(団体)が保険契約を締結するにあたって、また、ご加入者がこの保険に加入するにあたって詐欺行為があり、この保険契約の全部または一部が取り消しとなった場合、既に払い込まれた保険料は払い戻ししません。
 ・この保険契約の存続を困難とする以下の重大な事由(※2)が発生し、この保険契約の全部または一部を解除した場合、重大な事由の発生時以後は年金・一時金をお支払いせず、所定の返戻金をお支払いします。
 (※1)継続受取人とは、協定書に定められた継続受取人を指し、配偶者(本人と生計を一にする事実上の婚姻関係にある者を含む。)、子、父・母(本人が養子の場合の順位は養父母を先にして、実父母を後にする。)、孫、祖父母、兄弟姉妹とし、同順位が二人以上あるときは、年長者を先順位とする。
 (※2)重大な事由とは、①ご契約者(団体)、年金・一時金の受取人が年金・一時金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)したとき、②年金・一時金の請求に関する年金・一時金の受取人または継続受取人の詐欺(未遂を含みます)があったとき、③その他、ご契約者(団体)、ご加入者、年金・一時金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする①②と同様の重大な事由があるとき、が該当となります。
- 4. 保険料のお支払いについて**
 保険料のご入金がない場合には、加入取消または脱退となることがあります。
- 5. 積立金(年金原資、脱退一時金額)について**
 この保険ではお支払いいただいた保険料(※)がそのまま積み立てられるのではなく、保険料から遺族年金の特約保険料と引受保険会社の保険事務費が控除された金額が積立金に繰り入れられます。したがって、加入期間によっては、積立金額(年金原資、脱退一時金額)がお払込保険料累計額を下回ることがあります。(※)保険料とは、お読みいただいた掛金からご契約者(団体)が徴収する制度運営費を控除した金額を指します。
- 6. 年金・一時金のお支払いに関する手続き等の留意事項**
 ・年金・一時金のご請求は、ご契約者(団体)経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合には、すみやかに団体にご連絡いただき、給付金請求書等の必要書類を団体にご提出ください。
 ・年金・一時金は受給権取得時の積立金をもとにお支払いしますので、保険会社への必要書類の到着時期により、年金・一時金の原資となる積立金額が変動することはありません。
 ・年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、個人保険・団体定期保険・財形年金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 7. 予定利率等の変更について**
 引受保険会社は、金利水準の低下その他著しい経済変動など、この契約の締結の際予見し得ない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで、返戻金、保険料および責任準備金の計算の基礎を変更することがあります。この場合には、変更日の2か月前までにその旨ご契約者(団体)にご通知いたします。ただし、この場合でもすでに年金受給権を取得している受取人の年金額を減額することはありません。
- 8. 信用リスク・生命保険契約者保護機構について**
 ・保険会社の業務または財産の状況変化により積立金額や年金受給開始時にお約束した年金額が削減されることがあります。
 ・引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
 [生命保険契約者保護機構] TEL:03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>
- 9. 生命保険協会における「生命保険相談所」について**
 この商品に係わる指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは受け付けておりません)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス<http://www.seiho.or.jp/>)
 なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険協会に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- 10. ご照会窓口**
 この保険に関するお手続きやご加入に際しての生命保険会社に対するご照会につきましては、ご契約者(団体)経由にて承りますので、ご契約者へお問い合わせください。
 ご照会窓口:下記ご参照ください。

ここまでが「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」です

お問い合わせ先

ご加入のお手続き・掛金お払込みのお手続き	各種お手続き(ご加入や掛金のお払込み以外)
財団法人 日本消防協会	第一生命・ドリーム年金室コールセンター
0120-658-494	03-3211-1560
平日 9:00~17:00	

(財)日本消防協会ホームページ
 URL <http://www.nissho.or.jp/>

引受保険会社:
 第一生命保険株式会社(担当部門:公法人部)
 (登)C23G0149(H23.7.5)①

日本消防協会 会員の皆さまへ

消防互助年金

【拠出型企業年金保険(Ⅱ)】
 パンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)

5つのポイント

- 1 65歳まで積み立て可能な、公的年金の補完ができる制度です。**
- 2 予定利率(※)1.25%** (平成23年6月1日現在(将来変動することがあります。))
 (※)「予定利率」は保険料(掛金から制度運営費を除いたもの)のうち、引受保険会社の保険事務費等を控除した額に対する利率であり、払い込んだ額に対する利率ではありません。予定利率は預金等の利回りとは異なります
- 3 半年払5口(30,000円)から加入できます。**
- 4 「税制適格コース」「自由選択コース」の2つのコースがあり、それぞれ所得控除の対象になります。(※)**
 (※)上記のお取扱いは、平成23年5月現在の法令・通達・判例に基づいたものであり、将来的に変更されることもあります。
- 5 現在約40,000名の方が加入され、約5,000名の方が年金を受け取ってられます。(※)**
 (※)記載の人数は、平成22年度決算時点の実績です。



消防の仲間が
 支える互助年金

【ご加入申込方法】

加入申込書を市町村消防事務担当者または消防本部消防団事務担当者にご提出ください。

【加入申込スケジュール】

P2をお読みください。

財団法人 日本消防協会

ご加入にあたっては、このパンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)をお読みいただき、ニーズに合致した内容となっているか、お申し込み前に必ずご確認(チェック)をお願いします。

(チェック欄はご自身のチェックにご使用ください。ご提出いただく必要はありません。)

【ご確認事項】 以下のご契約内容をご確認(チェック)のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

この制度は加入期間によっては掛金払込累計額よりも積立金が下回りますのであらかじめご了承のうえご加入ください
→詳細は契約概要「給付額試算表」をお読みください。

給付内容・給付額試算表の金額等はニーズに合致していますか?
→詳細は契約概要「お支払い内容」、「給付額試算表」、「制度のお取り扱い」をお読みください。

掛金・掛金払込方法・掛金払込期間はニーズに合致していますか?
→詳細は契約概要「制度のお取り扱い」の「掛金」をお読みください。

⚠️「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認・ご注意いただきたい事項が記載されています。このパンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)は、お申し込みいただきました後も大切に保管ください。

加入コースの選択

ご加入時に、税制適格コース、自由選択コースの2コースから選んでください。
ご希望により両コースとも加入することができます。

	税制適格コース	自由選択コース
税務のお取り扱い	個人年金保険料控除の対象	一般の生命保険料控除の対象
加入資格要件	加入時現在、満15歳以上満55歳未満の協会会員である消防職団員で、払込満了日までの期間が10年以上ある方。	加入日現在満15歳以上満60歳未満の協会会員である消防職団員で、払込満了日までの期間が5年以上ある方。
給付内容	次の年金コース、10年確定年金(3%逦増型、定額型、5年前厚(あつ)型)、10年保証終身年金(3%逦増型、定額型)から選択いただきます。(注)	①年金コース、(10年確定年金(3%逦増型、定額型、5年前厚(あつ)型)、10年保証終身年金(3%逦増型、定額型))、②一時金コースの①②いずれか、または①②の組合せを選択いただけます。

(注)お払込満了時積立金を一括してお受取いただくことが可能です。(その時点で年金受給権は消滅します)

加入申込スケジュール

加入日・掛金自動振替日は次のとおりとなります。

加入日	申込書提出日	掛金自動振替日
平成24年 1月1日	平成23年 8月11日 ~ 平成23年11月10日	12月27日と 6月27日
平成24年 4月1日	平成23年 11月11日 ~ 平成24年 2月10日	3月27日と 9月27日
平成24年 7月1日	平成24年 2月11日 ~ 平成24年 5月10日	6月27日と 12月27日
平成24年 10月1日	平成24年 5月11日 ~ 平成24年 8月10日	9月27日と 3月27日

振替日が土・日に該当した場合、翌営業日に振替えられます。

「消防互助年金制度」ってどんな制度ですか

■ 公的年金の補完ができる制度です。

*長年の夢をかなえるセカンドライフには、公的年金にプラスアルファの自助努力が必要です。

*積立(払込)満了時に、そのときの状況に合わせた生活設計を行い、給付選択できます。

詳細は5ページをご参照ください。

■ 予定利率1.25% (平成23年6月1日現在(将来変動することがあります。))

*「予定利率」は保険料(掛金から制度運営費を除いたもの)のうち、引受保険会社の保険事務費等を控除した額に対する利率であり、払い込んだ額に対する利率ではありません。**予定利率は預金等の利回りとは異なります**

*配当金が生じた場合は積立金に繰り入れます。

〈過去3年間の配当率〉

年度	予定利率	配当率(※)
平成22年度	1.25%	0.03%
平成21年度	1.25%	0.10%
平成20年度	1.25%	0%

※毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算実績等により決定します。**決算実績等によってはお支払いできない年度もあります。**

※毎年の決算により配当が生じた場合、年金開始後の配当金は全額が年金買い増しのための保険料に充当されます。

※年金途中に脱退(死亡による脱退含む)はその年の配当はありません。

■ 半年払5口(30,000円)から始められます。

*新規加入は、年4回(1月1日、4月1日、7月1日、10月1日)お取扱いします。

■ 税制面において所得控除を受けられます。

*税制適格コースは、個人年金保険料控除、自由選択コースは一般の生命保険料控除として、それぞれ所得控除の対象となります。

*脱退一時金で受け取る場合は一時所得の対象となり、最高50万円の特別控除が適用されます。

一時所得金額=脱退一時金-払込保険料累計額-特別控除(最高50万円)

一時所得金額の1/2が他の所得と合算されます。

(最高50万円の特別控除については、その年に他に一時所得となるものがあつた場合には、それらを合算して適用されます。)

*上記のお取扱いは平成23年5月現在の法令・通達・判例の基づいたものであり、将来的に変更されることもあります。くわしくは、このパンフレット9ページ「税法上のお取り扱い」をご覧ください。

20代・30代の方が65歳から年金を受給する例

半年払掛金6万円(10口) 10年確定年金(定額型)

加入年齢	掛金累計額	積立金(脱退一時金)	65歳からの年金額	65歳~74歳の受取年金累計額
25歳	480万円	約5,904,900円	約51,780円	約621.3万円
30歳	420万円	約5,011,900円	約43,950円	約527.4万円
35歳	360万円	約4,168,200円	約36,550円	約438.6万円

特に重要なお知らせ(契約概要)

この「特に重要なお知らせ(契約概要)」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

制度のしくみと内容

<しくみ図>

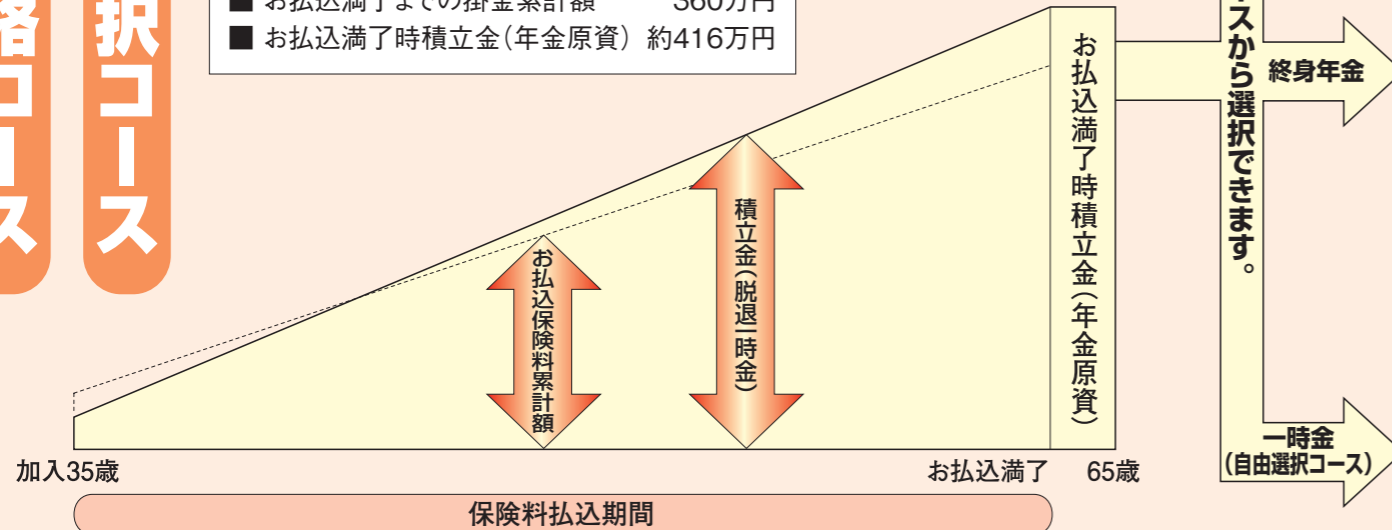
しくみ図はイメージを表したものです。また記載の数値は「ご加入例」に記載した条件の場合の数値です。

税制
適格
コース

自由
選択
コース

ご加入例(両コース共通)

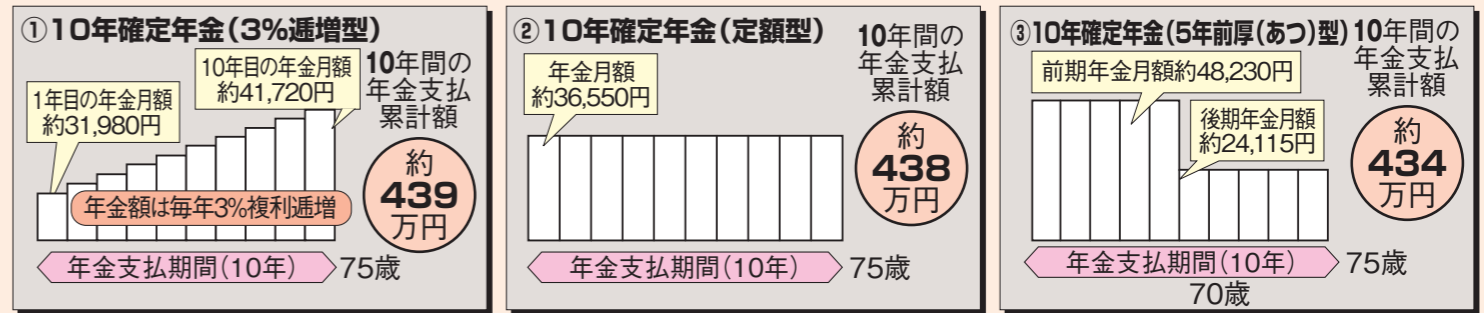
- ご加入年齢 35歳(男性)
- 半年払掛金 60,000円(10口)
- 払込満了年齢 65歳
- お払込満了までの掛金累計額 360万円
- お払込満了時積立金(年金原資) 約416万円



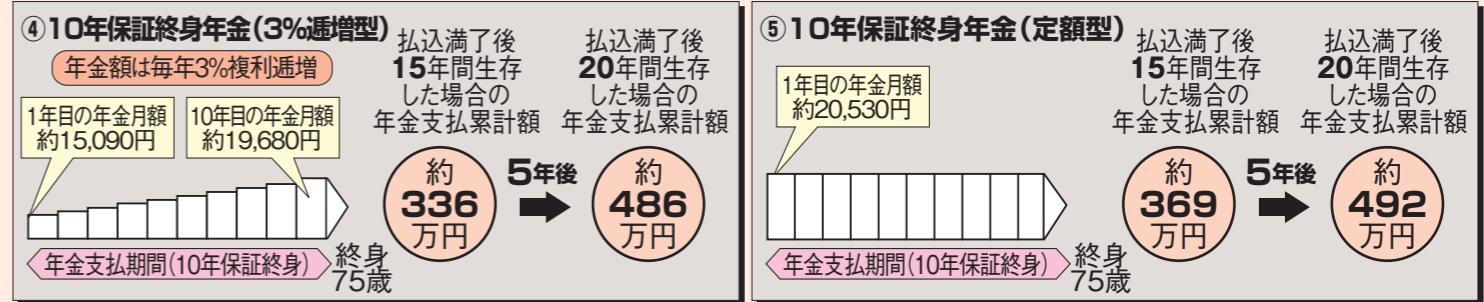
(※) 保険料とは、お払い込みいただいた掛金からご契約者(団体)が徴収する制度運営費を控除した金額を指します。
 (注) 加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)がお払込掛金累計額を下回ることがあります。
 詳しくは注意喚起情報「積立金(年金原資、脱退一時金)について」をご覧ください。

● 商品名称 「拠出型企業年金保険(Ⅱ)」・「拠出型企業年金保険(Ⅱ)遺族年金特約」

● 商品の特徴 拠出型企業年金保険は、自助努力による財産形成や老後保障資金を準備するために、団体を契約者として運営する団体年金保険商品です。掛金払込期間中に積立を行い、掛金払込満了時に年金または一時金が支払われます。また、掛金払込期間中に死亡された場合には死亡時の積立金に半年掛金1回分が加算された金額が支払われます。



年金月額を毎年3%の複利で逡増します。年金月額は10年間同額となります。年金開始日から5年の間に受け取れる年金月額は6年目以降に受け取れる年金月額の2倍に設定されます。



年金月額は毎年3%の複利で逡増します。年金月額は毎月同額となります。
 (注) 保証期間中や保証期間経過後早期にご加入者が死亡された場合、年金支払累計額がお払込掛金累計額を下回ることがあります。
 (注) 保証期間経過後はご加入者が生存されている限り、一生にわたって年金をお支払いします。

⑥一時金(自由選択コース)
 将来の年金の支払いに代えて年金受給権取得時の積立金を一時金でお支払いすることもできます。
一時金 約416万円

(注) しくみ図に記載の数値は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
 (詳しくは、P7の「しくみ図・給付額試算表の記載数値について」をご参照ください。)
 (注) しくみ図に記載の積立金および年金額は平成23年6月1日現在の基礎利率(予定利率等)にもとづき算出したものです。積立金および年金月額は保険のご加入時点で定まるものではありません。なお、将来お受け取りになる年金額は、積立金(年金原資)をもとに、年金支払開始時点における基礎利率等(予定利率)によって算出されます。

お支払い
内容

	税制適格コース	自由選択コース
年金のお支払い	年金受給権取得日(年金開始日)より、ご加入者に年金をお支払いします。	
年金受給権取得日(年金開始日)	払込満了日(満65歳に達した月の末日)の翌月1日	加入期間5年以上かつ年齢満40歳以上で払込満了日に達する前に死亡以外の事由により脱退した日の翌月1日(注1)
遺族一時金	年金受給権取得日前(掛金払込期間中)に加入者が死亡された場合、死亡時の積立金(注2)に半年払掛金の1回分を加算した額を遺族一時金の受取人(継続受取人(注3))にお支払いします。	
脱退一時金	年金受給権取得日前(掛金払込期間中)に脱退されたときは、ご加入者に脱退日時時点の積立金(注2)を一時金にてお支払いします。	
受取人	年金・脱退一時金 ご加入者 遺族一時金 遺族一時金の受取人(継続受取人(注3)) 【ご加入者が任意に受取人を変更することはできません】	

※年金・一時金をお支払できない場合については、P12「注意喚起情報」の3項をご覧ください。
 (注1) 確定年金を選択する場合は、年金受給権を満60歳となるまで繰延ることになります。
 (注2) 加入期間によっては積立金(年金原資・脱退一時金)がお払込掛金累計額を下回ることがあります。詳しくはP12「注意喚起情報」の5項をご覧ください。
 (注3) 継続受取人については、P12「注意喚起情報」の3項をご覧ください。

10年確定年金	1. 年金開始日以降、10年間、年金をお支払いします。 2. 年金支払期間中に一時金でお受け取りを希望された場合には、残余期間に対応する年金現価をお支払いします。 3. ご加入者が年金支払期間中に死亡された場合、継続受取人(注3)に残余期間中年金をお支払いするか、年金に代えて残余期間に対応する年金現価を一時金でお支払いします。 4. 5年前厚(あつ)型を選択された場合、年金開始日以降5年間は前期年金月額をお支払いいたします。この場合、6年目以降お支払いする後期年金月額は、前期年金月額の50%相当となります。 5. 3%逡増型を選択された場合、年金月額は毎年3%複利で逡増します。
10年保証終身年金	1. 年金開始日以降、保証期間中(10年間)はご加入者の生死にかかわらず、年金をお支払いします。保証期間経過後はご加入者が生存されている限り年金をお支払いします。 2. 保証期間中に、一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余保証期間に対応する年金現価をお支払いします。この場合、10年の保証期間経過後、ご加入者が生存されているときは、年金のお支払いを再開します。ただし、年金再開後は一時金支払のお取り扱いはできません。 3. ご加入者が保証期間中に死亡された場合、継続受取人(注3)に残余保証期間中、年金をお支払いするか、年金に代えて残余保証期間に対応する年金現価を一時金でお支払いします。この場合、お支払累計金額が年金原資を下回ることがあります。 (注) 保証期間中や保証期間経過後早期にご加入者が死亡された場合、年金支払累計額がお払込掛金累計額を下回ることがあります。 4. 3%逡増型を選択された場合、年金月額は毎年3%複利で逡増します。

給付額試算表

(半年払掛金60,000円(10口)加入、65歳払込満了の場合)

【半年払給付額試算表】

確定値ではありません。変動(増減)することがあります。

()内の数値についてはしくみ図・給付額試算表の記載数値についての4.をご参照ください。

(単位：円)

加入年数	掛金累計額	一時金コース 積立金 脱退一時金額	年金コース(基本年金月額)						
			10年確定年金(男女共通)			10年保証終身年金			
			3%逓増型	定額型	5年前厚型	3%逓増型		定額型	
男性	女性	男性				女性			
1年	12万	約 117,300	—	—	—	—	—	—	—
2	24万	約 236,000	—	—	—	—	—	—	—
3	36万	約 356,200	—	—	—	—	—	—	—
4	48万	約 477,600	—	—	—	—	—	—	—
5	60万	約 600,400	約(4,600)	約(5,260)	約(6,940)	約(2,170)	約(1,780)	約(2,950)	約(2,540)
6	72万	約 724,600	約(5,560)	約(6,350)	約(8,380)	約(2,620)	約(2,150)	約(3,560)	約(3,070)
7	84万	約 850,200	約(6,520)	約(7,450)	約(9,830)	約(3,080)	約(2,520)	約(4,180)	約(3,600)
8	96万	約 977,200	約(7,490)	約(8,560)	約 11,300	約(3,540)	約(2,900)	約(4,810)	約(4,140)
9	108万	約1,105,700	約(8,480)	約(9,690)	約 12,790	約(4,000)	約(3,280)	約(5,440)	約(4,680)
10	120万	約1,235,600	約(9,480)	約 10,830	約 14,290	約(4,470)	約(3,660)	約(6,080)	約(5,230)
11	132万	約1,367,100	約 10,480	約 11,980	約 15,820	約(4,950)	約(4,050)	約(6,730)	約(5,790)
12	144万	約1,499,900	約 11,500	約 13,150	約 17,350	約(5,430)	約(4,450)	約(7,380)	約(6,360)
13	156万	約1,634,300	約 12,540	約 14,330	約 18,910	約(5,920)	約(4,850)	約(8,050)	約(6,930)
14	168万	約1,770,200	約 13,580	約 15,520	約 20,480	約(6,410)	約(5,250)	約(8,720)	約(7,500)
15	180万	約1,907,600	約 14,630	約 16,720	約 22,070	約(6,910)	約(5,660)	約(9,390)	約(8,080)
16	192万	約2,046,600	約 15,700	約 17,940	約 23,680	約(7,410)	約(6,070)	約 10,080	約(8,670)
17	204万	約2,187,100	約 16,780	約 19,170	約 25,310	約(7,920)	約(6,490)	約 10,770	約(9,270)
18	216万	約2,329,200	約 17,870	約 20,420	約 26,950	約(8,430)	約(6,910)	約 11,470	約(9,870)
19	228万	約2,473,000	約 18,970	約 21,680	約 28,610	約(8,950)	約(7,340)	約 12,180	約 10,480
20	240万	約2,618,400	約 20,090	約 22,960	約 30,300	約(9,480)	約(7,770)	約 12,890	約 11,100
21	252万	約2,765,400	約 21,210	約 24,250	約 32,000	約 10,010	約(8,210)	約 13,620	約 11,720
22	264万	約2,914,000	約 22,350	約 25,550	約 33,720	約 10,550	約(8,650)	約 14,350	約 12,350
23	276万	約3,064,400	約 23,510	約 26,870	約 35,460	約 11,100	約(9,090)	約 15,090	約 12,990
24	288万	約3,216,800	約 24,680	約 28,200	約 37,220	約 11,650	約(9,550)	約 15,840	約 13,640
25	300万	約3,370,800	約 25,860	約 29,560	約 39,000	約 12,210	約 10,000	約 16,600	約 14,290
30	360万	約4,168,200	約 31,980	約 36,550	約 48,230	約 15,090	約 12,370	約 20,530	約 17,670
35	420万	約5,011,900	約 38,450	約 43,950	約 58,000	約 18,150	約 14,880	約 24,680	約 21,250
40	480万	約5,904,900	約 45,300	約 51,780	約 68,330	約 21,380	約 17,530	約 29,080	約 25,030

(注) 給付額試算表に記載の積立金および年金月額は、平成23年6月1日現在の基礎率等(予定利率等)にもとづき算出したものです。積立金および年金月額は保険のご加入時点で定まるものではありません。なお、将来お受け取りになる年金額は、積立金(年金原資)をもとに、年金支払開始時点における基礎率等(予定利率等)によって算出されます。

しくみ図・給付額試算表の記載数値について

- しくみ図・給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、実際のお支払額をお約束するものではありません。
 - 加入口数が常に124,000口を維持し、ご加入者全員の保険料が毎月所定の払込期日までに入金されたものであること。なお、加入口数が増加・減少した場合、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあります。
 - 積立金および基本年金月額は、予定利率(平成23年6月1日現在)にもとづき計算しております。
 - 積立金・基本年金月額はいずれか1つのコースを選択した場合の金額です。
 - 記載の数値には配当金を加算していません。
- 加入期間によっては、積立金(脱退一時金額)がお払込掛金累計額を下回ることがあります。詳しくはP12『注意喚起情報』の5項をご覧ください。
- 10年保証終身年金の年金月額は性別により異なります。
- 自由選択コースについては、年金月額が1万円未満の場合には一時金でお支払いします。年金月額の()内は、年金月額が1万円未満の場合ですので、年金のお支払いに代えて一時金でお支払いします。税制適格コースについては、年金でお支払いします。(加入年数等の条件により、年金をお支払いできない場合は除きます。)
- 給付額試算表に記載の5年前厚(あつ)型10年確定年金の基本年金月額は前期(前半5年間)の金額を表示しております。6年目以降の後期年金月額は前期年金月額の50%相当額となります。
- 給付額試算表に記載の10年確定年金(3%逓増型)および10年保証終身年金(3%逓増型)は初年度年金月額を表示しております。2年目以降は毎年3%(複利)で逓増します。

配当金について

- 毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算実績等により決定します。決算実績等によってはお支払いできない年度もあります。
- 毎年の決算により配当が生じた場合、掛金払込および繰延期間中の配当金は全額が積立金の積み増しに充当されます。
- 毎年の決算により配当が生じた場合、年金開始後の配当金は全額が年金の買い増しのための保険料に充当されます。
- 年度途中で脱退された場合(死亡による脱退も含む)はその年の配当金はありません。



安定した老後への備えのため、計画的な財産形成が可能です。

制度運営費(掛金の1%相当)や保険事務費をいただく関係から、加入から相当期間は元本割れとなります。年金保険は長期積立を前提としておりますので、ご了承ください。

制度のお取り扱い

	税制適格コース	自由選択コース
1. 加入資格	加入日現在満15歳以上満55歳未満の協会会員である消防職団員で、払込満了日までの期間が10年以上ある方。 上記加入資格を満たさない方はご加入できません。上記以外の方がご加入された場合には加入取消しとさせていただきます。	加入日現在満15歳以上満60歳未満の協会会員である消防職団員で、払込満了日までの期間が5年以上ある方。
2. 脱退	以下の場合は、脱退となります。 ・加入者が脱退を希望したとき ・加入者が死亡したとき ・掛金の納付を所定の期間延滞したとき	
3. 掛金	(1) 加入口数：1口半年払6,000円とし、両コースそれぞれ5口以上、50口以下でお取り扱いいたします。 【掛金には制度運営費1% (6,000円あたり60円) を含んでいます。】 (2) 払込方法：1月1日および7月1日加入の場合は12月と6月、4月1日および10月1日加入の場合は3月と9月に、掛金を口座から自動振替します。 (3) 掛金負担者：ご加入者負担とします。 (4) 掛金払込満了日：満65歳に達した日の属する月の末日となります。	
4. 新規加入	新規加入は年4回(1月1日、4月1日、7月1日、10月1日)お取り扱いいたします。	
5. 掛金の増口・減口	増口・減口(掛金の払込中止)については、年2回(加入応当日、その半年後の応当日)お取り扱いいたします。なお、減口(掛金の払込中止)は、以下の7つのいずれかの事由がある場合に限り、ご加入コースごとに5口を下回らないことを条件に、お取り扱いをいたします。ただし自由選択コースのみ、払込の減口(全部中止)が可能です。積立金は払い出さず積み立てておきます。 【事由】①災害 ②疾病・障害 ③住宅取得 ④教育 ⑤結婚 ⑥債務の弁済 ⑦その他掛金のお払い込みに支障のある場合。	
6. 積立金の一部払い出し	一部払い出しのお取り扱いはできません。	以下の6つのいずれかの事由がある場合に限り年2回(加入応当日、その半年後の応当日)お取り扱いいたします。ただし1回あたりの払い出し金額は20万円以上1万円単位とします。また、払込加入口数は同時に増加したものと、変更しないものとします。 【事由】①災害 ②疾病・障害 ③住宅取得 ④教育 ⑤結婚 ⑥債務の弁済。
7. 払込満了時のコース選択	10年確定年金(3%逡増型、定額型、5年前厚(あつ)型)、10年保証終身年金(3%逡増型、定額型)を選択いただきます。(注1)	次のコースの①、②のいずれか、または①、②の組み合わせを選択いただけます。 ①年金コースは10年確定年金(3%逡増型、定額型、5年前厚(あつ)型)、10年保証終身年金(3%逡増型、定額型) ②一時金コース
8. 中途脱退時の年金選択	加入期間10年以上かつ年齢満40歳以上で脱退する場合、以下の年金を選択することが可能です。(注2) (1) 満60歳未満の場合は10年保証終身年金しか選択できません。 (2) 10年確定年金を選択する場合は、満60歳まで年金受給権の取得を繰延ることとなります。	加入期間5年以上かつ年齢満40歳以上で脱退する場合に、以下の年金を選択することが可能です。(注2) ①10年確定年金 ②10年保証終身年金
9. 年金受給権取得の繰延	年金受給を1年単位で最長10年間繰延することができます。ただし、税制適格コースで確定年金を選択される場合は60歳以上となるまで1年単位で繰延ることとなります。(注2) 繰延選択以降は、掛金のお払込みおよび一部払い出しはできません。また繰延期間の変更もできません。	
10. 年金支払時期	年2回 1月1日および7月1日加入の場合は毎年6月と12月、4月1日および10月1日加入の場合は毎年9月と3月にまとめて半年分(当月までの分)をお支払いいたします。	

(注1) お払込満了時積立金を一括してお受け取りいただくことが可能です。(その時点で年金受給権は消滅します。)

(注2) 税制適格コースおよび自由選択コースの双方に加入している方については、年金開始時期は同一となるため、繰延を行う場合は、両コースとも繰延ることになります。

その他

- 税制適格コース・自由選択コース間の積立金の移行はできません。
- 年金・一時金のご請求は、ご契約者(団体)経由で行っていただきます。団体から保険会社への給付金請求書の提出等が遅れ、年金・一時金のお支払いが遅れた場合でも、お支払いが遅れた日数に対する利息等は付きません。
- この拠出型企業年金保険契約においては、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等により、将来、保険制度の内容が変更されることまたは継続できないことがあります。(ご加入者数が10名未満となった場合、この契約は継続できないことがあります。)

引受保険会社

本制度は、第一生命保険株式会社と締結した拠出型企業年金保険契約にもとづいて運営します。なお、引受保険会社は変更することがあります。引受保険会社が複数となった(共同取扱契約)場合は、引受保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。

引受保険会社および保険料の払込割合(平成23年6月1日現在)

第一生命保険株式会社 100% 東京都千代田区有楽町1-13-1 TEL.03-3216-1211(大代表)

ここまでが「特に重要なお知らせ(契約概要)」です

税法上のお取り扱い 平成23年5月現在

保険料：ご加入者が負担した掛金より制度運営費を除いた金額(保険料)が、税制適格コースでは個人年金保険料控除、自由選択コースでは一般の生命保険料控除の対象となります。(所得税法第76条、地方税法第34条・同法第314条の2)

税制適格コース(個人年金保険料控除)

■所得税

1年間に支払った保険料の金額	所得控除額
25,000円以下	支払った保険料の全額
25,001円から50,000円まで	(支払った保険料の全額)×1/2+12,500円
50,001円から100,000円まで	(支払った保険料の全額)×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

■住民税

1年間に支払った保険料の金額	所得控除額
15,000円以下	支払った保険料の全額
15,001円から40,000円まで	(支払った保険料の全額)×1/2+7,500円
40,001円から70,000円まで	(支払った保険料の全額)×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円

自由選択コース(一般の生命保険料控除)

■所得税

1年間に支払った保険料の金額	所得控除額
25,000円以下	支払った保険料の全額
25,001円から50,000円まで	(支払った保険料の全額)×1/2+12,500円
50,001円から100,000円まで	(支払った保険料の全額)×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

■住民税

1年間に支払った保険料の金額	所得控除額
15,000円以下	支払った保険料の全額
15,001円から40,000円まで	(支払った保険料の全額)×1/2+7,500円
40,001円から70,000円まで	(支払った保険料の全額)×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円

※個人年金保険料控除と一般の生命保険料控除の控除額計算方法は同じです。

脱退一時金

一時所得の対象となり最高50万円の特別控除が適用されます。(所得税法第22条、第34条、同法施行令第183条)
所得金額=(脱退一時金-払込保険料累計額-最高50万円)
所得金額の1/2が他の所得と合算されます。
なお最高50万円の特別控除については、その年に他に一時所得となるものがあつた場合には、それらを合算して適用されます。

遺族一時金

相続税の対象となります。なお、受取人が相続人の場合は、「法定相続人数×500万円」までが非課税です。(相続税法第3条・同法第12条)
なお、「法定相続人数×500万円」までの非課税枠は、他に死亡保険金があつた場合には、それらを合算して適用されます。

年金

原則、雑所得となります。(所得税法第35条、同法施行令第183条)

課税対象額に対し、税率10%の所得税を源泉徴収します。よって、年金のお支払額は源泉徴収分を差し引いた金額となります。ただし、課税対象額が年間25万円未満のときは、源泉徴収を行いません。(所得税法第207条・第208条・第209条、同法施行令第326条)

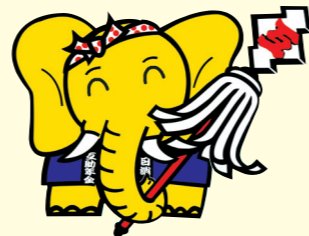
※払込保険料累計額とは、払込掛金のうち制度運営費を除いたものです。

※税務のお取り扱いについては、平成23年5月現在の法令・通達・判例にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後のお取り扱いの内容が適用されますのでご注意ください。くわしくは、顧問税理士か所轄の税務署等にご確認ください。

〈個人情報のお取り扱い〉

この保険の運営にあたっては、団体は加入対象者の個人情報(氏名、性別、生年月日等)〔以下、個人情報〕を取り扱い、団体が保険契約を締結する生命保険会社(すべての引受保険会社を含みます。以下同じ)へ提出します。団体は、この保険の運営において入手する個人情報を、この保険の事務手続きのために使用します。生命保険会社は受領した個人情報を、各種保険契約の引き受け・継続・維持管理、給付金等の支払い、生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供および契約の維持管理、生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他、保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体および他の引受保険会社に上記目的の範囲内で提供することがあります。なお、今後、加入者に関する個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます(各種商品・サービスの詳細は引受保険会社各社のホームページをご覧ください)。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されることがあります。



(P8「3.掛金」を参照願います)

Q1 最低いくらから加入できるのですか？

A1 半年払、5口(30,000円)から加入できます。

Q2 掛金の月払い制度はありませんか？

A2 「半年払」のみです。月払とすると送金事務経費が大きくなるため、半年払のみとして事務経費を節約しています。

Q3 掛金払込み期間中に、突然お金が必要になった場合、解約しかありませんか？

A3 自由選択コースは一部払い出しも可能です。
1回あたりの払い出し金額は20万円以上1万円を単位とし、年2回(加入応当月とその半年後の応当月)、払い出すことができます。

(P8「6. 積立金の一部払い出し」を参照願います)

Q4-1 掛金の払込みが続けられなくなった場合、どうすればよいですか？

A4-1 ①掛金は減額できます。
一部減口 両コースとも、最低5口残すことを条件に減口できます。
全部減口 自由選択コースのみ可能です。

お取り扱いの時期は年2回、加入応当日とその半年後の応当日となります。

(注)積立金は払い出しません。

(P8「5. 掛金の増口・減口」を参照願います)

②脱退を選択。

加入期間によっては脱退一時金がお払込掛金累計額を下回ることがあります。

Q4-2 5口(30,000円)で加入して、途中で増額はできますか？

A4-2 掛金は途中で増口が可能です。両コースそれぞれ5口(3万円)～50口(30万円)の範囲で設定できます。
お取り扱い時期は年2回、加入応当日とその半年後の応当日となります。

Q5 解約はいつでもできますか？

A5 いつでもできます。加入時期によっては脱退一時金がお払込掛金累計額を下回ることがあります。

Q6 60歳定年のため、60歳以降は掛金が払い込めません。年金で受取することはできませんか？

A6 所定の条件を満たせば一時金だけでなく、年金受取も可能です。

税制適格コース 加入期間10年以上かつ満年齢40歳以上で脱退する場合

自由選択コース 加入期間5年以上かつ満年齢40歳以上で脱退する場合

(選択できる年金等に制限がありますので、P8「8. 中途脱退時の年金選択」をご参照願います)

《年金受給権取得の繰延》

年金の受給を1年単位で最長10年繰延することができます。

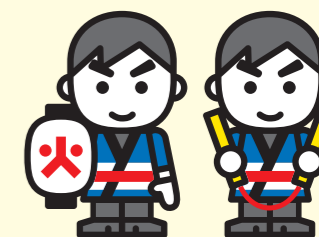
(P8「9. 年金受給権取得の繰延」を参照願います)

Q7 年金のコースはいつ選ぶのですか？

A7 年金受給権取得時(払込満了時と所定の要件を満たした中途脱退時)に選択願います。

Q8 税制適格コースと自由選択コースの違いがよくわかりません？簡単にまとめたものはありますか？

A8 下記の表をご覧ください。



コースによる主な取扱内容

	税制適格コース	自由選択コース
加入資格(年齢)	加入日現在 満15歳以上～満55歳未満	加入日現在 満15歳以上～満60歳未満
所得控除 注1	個人年金保険料控除の対象	一般の生命保険料控除の対象
一部払出 注2	×	○
一部減口 注3 (掛金の払込中止)	○ (減口後、最低5口必要)	○ (減口後、最低5口必要)
全部減口 注3 (全部中止)	×	○
年金の種類の 選択について	初年度年金月額にかかわらず すべての年金種類を選択可能です。	初年度年金月額が1万円未満となる場合、 一時金でお支払いします。
払込満了時の コース選択	年金のみです。注4	年金と一時金の組合せが可能です。注5
中途脱退時の 年金・一時金の コース選択	加入期間10年以上かつ満40歳以上で脱退 する場合、年金・一時金のいずれかを選択 いただけます。	加入期間5年以上かつ満40歳以上で脱退す る場合、年金・一時金のいずれかまたは組 合せを選択いただけます。注5
	両コース加入の場合は、年金開始時期を同一にさせていただきます。	

注1 税務のお取扱いは将来的に変更されることもあります。変更された場合は、変更後のお取扱内容が適用されます。

注2 掛金を変えずに、積立金を引き出します。払い出し金額は最低20万円以上で1万円を単位とします。

注3 掛金を減らしますが、積立金は払い出しません。

注4 お払込満了時積立金を一括してお受取りいただくことが可能です。(その時点で年金受給権は消滅します。)

注5 自由選択コースにおいて年金選択をする場合、初年度年金月額は1万円以上必要です。